

3月補正予算の概要

平成24年度3月補正予算が、3月議会で可決されました。今回の補正予算は、国の経済対策による新たな補助事業の採択を受けた事業を追加計上したほか、各事業の精算見込みにより、不用となる予算の減額を行うものです。概要は次のとおりです。

財政局課 ☎(25) 8111



○歳入歳出補正予算

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	273億4,500万円	6億5,500万円	280億円
特別会計	140億7,505万円	▲2億395万円	138億7,110万円
事業会計	86億8,093万円	▲1億6,611万円	85億1,482万円
予算総計	501億98万円	2億8,494万円	503億8,592万円

○一般会計歳入予算の主な内訳

区分	補正額
市税	1,450万円
県税交付金	▲953万円
地方交付税	2億3,788万円
分担金・負担金	838万円
国庫支出金	2億3,781万円
県支出金	▲2,438万円
財産収入	▲2,299万円
諸収入	5,822万円
市債	1億5,380万円
その他	131万円
計	6億5,500万円

○主な事業

消防緊急デジタル無線設備整備事業	道路維持管理事業	市道小中坂ノ下線外道路改良事業	林道小入谷線舗装事業	公営住宅管理事業
3億3,919万円	1億7,442万円	1億234万円	1,900万円	1,700万円
電波法の改正により、現在のアナログ式消防救急無線を、デジタル式に移行する必要があります。国の補助金を活用し、デジタル化整備を行います。	地域住民の生活環境の維持を図るため、道路舗装の補修工事や除雪機械の買い替え、交通安全対策整備工事を行います。	生活環境の向上や通行車両の安全を守るため、道路改良工事や降雪施設整備工事、落石防止対策工事などを行います。	経年劣化がみられたことから、林道小入谷線の舗装を行います。	国の補助金を活用し、市営住宅島団地の屋根と外壁改修工事を行います。

人権擁護委員 就退任のお知らせ

人権擁護委員は、日頃から地域の中で皆さんの相談を受け、問題解決のお手伝い等、人権の擁護に努められています。高島市では14人の方々が法務大臣から人権擁護委員として委嘱されています。

このたび、高島地区の萬木由利子さんの任期満了に伴い、4月から永田の三矢艶子さんにご就任いただきました。また萬木由利子さんには、15年間にわたり、地域の人権を守るためご尽力頂きました。本当にありがとうございました。



三矢 艶子さん

人権施策課 ☎(25) 8524



広げよう 地域に根ざした思いやり 5月12日は「民生委員・児童委員の日」

5月12日は、この日に民生委員制度が創設されたことから、「民生委員・児童委員の日」と定められています。民生委員・児童委員は、「広げよう 地域に根ざした思いやり」行動宣言による、安全で安心な福祉のまちづくりを目指して、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行っています。こうした活動を進めるためには、市民一人ひとりが自分の地域の民生委員・児童委員の存在や活動について、理解を深めていただき、信頼関係を築いていくことが大切です。

民生委員・児童委員の役割

- **地域福祉のアンテナ**
一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がいのある方などの悩みや要望を的確に把握するように努めています。
- **地域福祉の世話役**
相談者の立場や気持ちを大切に、誠意をもって援助します。
- **地域福祉のパイプ役**
相談を受けたときには、関係機関の窓口を紹介したり相談者の負担を軽減できるように各機関とのパイプ役になります。

子育てや高齢者介護などでお困りの時は、一人で悩まずにお近くの民生委員児童委員にお気軽にご相談ください。秘密は固く守られます。民生委員児童委員のお名前や連絡先は、社会福祉課または各地域の保健センター（朽木地域は朽木支所）へお問い合わせください。

事業所の参加お待ちしております！ 「消防団協力事業所表示制度」はじめます



消防団員は、過疎化の進展や少子高齢化社会などの影響もあり、全国的に減少傾向にあります。また、産業や就業構造の変化等によって、消防団員のサラリーマン化が進んでいることから、事業所側の消防団活動に対する一層の理解と協力が不可欠となっています。

このようなことから、サラリーマンが入団しやすく活動しやすい環境づくりを整えることを目的に、従業員が消防団活動等に協力していただいている事業所を市が「消防団協力事業所」として認定し、表示証の交付や市ホームページ等で協力内容や社会貢献を広く公表することにしました。

これにより団員の入団促進や活動環境の整備はもとより、協力事業所の社会的



事業所の消防団への協力を消防団員と事業所の従業員をイメージした輪の連結を力強く表現し、また、ハート型は地域を思う心を併せて表現しています。(消防庁ホームページより抜粋)

信頼性の向上やPRにつながるものとして、地域全体の消防防災体制が一層充実することを期待しています。

ぜひ多くの事業所の参加をお待ちしています。

なお、「消防団協力事業所」として認定を受けるには、一定の基準がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

消防総務課 ☎(22) 5401